

【経過】

令和5年4月28日に成立した「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」により、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定等の新たな制度が創設された。

【法第21条（指定暑熱避難施設）】

市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、当該市町村の区域内に存する施設であって次に掲げる基準に適合するものを指定暑熱避難施設として指定することができる。

- 一 当該施設が、適当な冷房設備を有すること。
 - 二 当該施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができることその他当該施設の管理方法が環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 市町村長は、前項の規定により、当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。
- 3 市町村長は第一項の規定により当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定したときは、当該指定暑熱避難施設の管理者との間において、次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。
- 一 協定の目的となる指定暑熱避難施設（次号、第三号及び次条第一項第三号において「協定指定暑熱避難施設」という。）
 - 二 協定指定暑熱避難施設を開放することができる日及び時間帯（次項及び第五項において「開放可能日等」という。）
 - 三 協定指定暑熱避難施設の開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数
 - 四 その他環境省令で定める事項
- 4 市町村長は、第一項の規定により当該市町村が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定したとき、及び前項の規定により協定を締結したときは、指定暑熱避難施設の名称、所在地、開放可能日等及び開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数を公表しなければならない。
- 5 指定暑熱避難施設の管理者は、当該指定暑熱避難施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該熱中症特別警戒情報に係る第十九条第一項の期間のうち前項の規定により公表された開放可能日等において、当該指定暑熱避難施設を開放しなければならない。
- 6 第四項の規定は、同項の規定により公表した事項の変更について準用する。

気候変動適応法に基づくクーリングシェルターに係る協定書（案）

平塚市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり 協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づくクーリングシェルターについて、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設のクーリングシェルターとしての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となるクーリングシェルター）

第3条 この協定の目的となるクーリングシェルター（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（1）名称：〇〇〇〇

（2）所在地：平塚市〇〇〇〇

（供用部分）

第4条 乙は、対象施設について、住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）を示した図面を甲に提出する。

2 乙は、供用部分について変更があったときは、その旨を速やかに甲に報告するものとする。

（開放可能日等）

第5条 対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

（1）開放する曜日：〇曜日～〇曜日

（2）開放する時間帯：午前〇時～午後〇時

（3）開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数：〇人

2 対象施設を開放する期間は、毎年度4月第4水曜日から10月第4水曜日までとする。

（施設の管理）

第6条 乙は、対象施設の管理責任者について、甲に所属部署、役職名、氏名及び連絡先を報告するものとする。

2 甲は、対象施設の管理責任者について変更があったときは、その旨を速やかに乙に報告するものとする。

3 対象施設の開放に当たって必要な経費については、乙の負担とする。

4 乙は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定めるクーリングシェルターの基準に適合す

るように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。

5 乙は、供用部分に住民その他の者が椅子等に座って休息できる環境を整えるものとする。

6 住民その他の者が対象施設等に損害を与えた場合であっても甲は損害賠償の責任を負わない。

7 甲は、対象施設の供用部分について、クーリングシェルターとして住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、乙に対し、改善を申し入れることができる。

(熱中症特別警戒アラートの発表時の対応)

第7条 乙は、環境省・気象庁が発表する熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートをメールで配信する「熱中症警戒アラート等メール配信サービス」に登録し、熱中症特別警戒アラートの伝達を受けるものとする。

2 乙は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒アラートの発表期間中、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するものとする。

3 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、乙においてこれを行うものとする。

(熱中症特別警戒アラートの発表時以外の対応)

第8条 乙は、熱中症特別警戒アラートの発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するよう努めるものとする。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

(変更の協議)

第9条 乙は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。ただし、当該期間の満了の1月前までに、甲又は乙のいずれからでも解除の意思表示がないときは、自動的に有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 気候変動適応法第22条第1項及び第2項に基づき、前項の有効期間中であっても、甲は本協定を解除できるものとする。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、法令に基づく場合及び相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、本協定の終了後も同様とする。

(協議)

第12条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必

要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 神奈川県平塚市浅間町9番1号
平塚市
市長 落合 克宏

乙 住所
団体名
代表者職・氏名